第 5435 号

READAS
リーダァスクラブ

1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(2016年)平成28年 3月 25日 金曜日

発行所
三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士　三輪厚二）
大阪市中央区備後町 2-4-6　TEL：06-6209-7191　WEB：http://www.zeirishi-miwa.co.jp

♤ 外貨建て取引の円換算

Q：海外の会社と輸入取引を始めることとなりました。外貨建てで取引しますが、円に換算するにはどうしたらいいですか？

A：原則は電信売買相場の仲値によります。

【解説】

法人税では、外貨建て取引をした場合の円換算は、原則として、その取引を計上すべき日の電信売相場と電信買相場の仲値（電信売買相場の仲値）により計上しますが、継続適用により、売上その他の収益又は資産については取引日の電信買相場、仕入その他の費用又は負債については取引日の電信売相場によることができることとなっています。そして、この場合の円換算については、継続的適用を条件として、次のような外国為替の売買相場（為替相場）も使用することができるとされています。

①取引日の属する月もしくは週の前月もしくは前週の末日又は当月もしくは当週の初日の電信買相場もしくは電信売相場又はこれらの日における電信売買相場の仲値

②取引日の属する月の前月又は前週の平均相場のように1月以内の一定期間における電信売買相場の仲値、電信買相場又は電信売相場の平均値

また、この場合の為替相場について、その日に為替相場がない場合は、同日前の最も近い日の為替相場により、その日に為替相場が２以上ある場合は、その日の最終の相場（その日が取引日である場合には、取引発生時の相場）によることとされています。